

明野廃棄物最終処分場について

- 県では、峡北地区最終処分場整備検討委員会の意見集約の結果を尊重するとともに、産業界や市町村などの御要望を踏まえる中で、平成17年11月11日に、北杜市明野町浅尾の現計画地を建設地として決定致しました。
- こうした中、平成17年12月21日に、県、北杜市及び事業団の3者間で、明野処分場の安全対策等に係る基本協定を締結しました。
- この基本協定に基づき、現計画の埋立廃棄物量を概ね3割程度減量し、規模の縮小を図ります。
- また、処分場の建設や運営に当たっても、安全面に万全を期すため、公害防止協定の締結や安全管理委員会の設置などを行います。
- なお、梅之木遺跡に係る遺構につきましては、文化財を保護する観点から、規模の縮小に伴う設計の見直しの中で配慮していきます。

明野廃棄物最終処分場に係る基本協定書（抜粋）

- 1 処分場の埋立廃棄物量については、現計画より概ね3割程度を減量し、規模の縮小を図る。
- 2 県、事業団及び北杜市は、早期に次に掲げる事項等を内容とする公害防止に関する協定を締結する。
(1) 処分場の管理体制など公害防止対策に関すること。
(2) 住民等による立入検査に関すること。
- 3 県、事業団及び北杜市は、住民の代表を含めた安全管理委員会を早期に設置する。
- 4 県及び事業団は、処分場を原因とする公害又は災害が発生したときは、生活環境の保全又は地域住民の安全を図るために万全の措置を講ずる。
- 5 県及び事業団は、自然災害により処分場が被害を受け、周辺に影響を及ぼす恐れが発生したときは、最優先にその対策を講ずる。
- 6 県及び事業団は、地域振興事業について、これまでの地元協議に基づく事業を基本として、北杜市と十分協議する中で着実に推進する。

1 埋立廃棄物について

○埋立廃棄物量



埋立廃棄物量を減量することで、処分場の安全性を向上し、規模を縮小

○埋立廃棄物の種類

- ①廃プラスチック類 ②ゴムくず ③金属くず ④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
⑤工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
⑥燃えがら（溶融固化したもの） ⑦汚泥（し尿処理汚泥は除く） ⑧紙くず ⑨木くず ⑩繊維くず
⑪動植物性残さ ⑫鉱さい ⑬一般廃棄物焼却灰等（溶融固化したものに限り） 計：13品目

- ・焼却灰は溶融固化したものに限りません。
- ・ばいじんは受け入れません。

受入管理の徹底

- 事前審査
・事前調査
〔立入調査〕
〔溶出試験〕
- ・受入判定
- 搬入時検査
・搬入時の目視検査
・展開検査
・抜き取り検査（随時）

※ 埋立廃棄物の種類及び埋立期間（5.5年）については、現計画からの変更はありません。